平成２５年（フ）第７号
東京都杉並区阿佐谷南１丁目27―33―101
債務者　藤本　斐子
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９号
東京都板橋区赤塚新町３丁目32―12―507
債務者　崎田　正夫
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２５７１号
横浜市中区松影町２丁目７番地10　506号室
債務者　崎野千佳志
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７０２号
横浜市緑区長津田６丁目10番11号　陣内荘203号
債務者　宮倉　義晴
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７１７号
横浜市西区境之谷82番地１　アーバンヒルズ西横浜301号
債務者　我妻　信夫
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７３１号
横浜市都筑区荏田東１丁目15番17号　サンビレッジＢ―２
債務者　出田　　恵（旧姓長田）
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５１号
栃木県小山市大字間々田2465番地11、従前の住所栃木県小山市大字千駄塚316番地　千駄塚市営住宅Ｂ棟638号
債務者　篠原　照江
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月８日午後２時
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第１３００号
東京都青梅市大門１丁目795番地ジュンホワイト202
債務者　三浦　弘幸
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２７０８号
神奈川県鎌倉市岩瀬1274―２　カサベルダ101、住民票上の住所横浜市栄区飯島町1511番地６　センセールカミリア301号
債務者　塩澤　　道（旧姓木澤）
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７２号
長野県北佐久郡御代田町大字塩野3204番地10
債務者　橋本由美子
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第１５８８０号
神奈川県相模原市中央区宮下本町２丁目28―22―307
債務者　須賀　和也
1　決定年月日時　平成25年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８８１号
東京都渋谷区本町３丁目53―２―405
債務者　瀬戸カネ子
1　決定年月日時　平成25年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９号
東京都墨田区八広６丁目13―18
債務者　小早川匡弘
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５９５号
静岡県袋井市旭町２丁目８番地の４　コーポ久能Ｂ201号室、前住所静岡県磐田市上神増1512番地８
債務者　髙杉　夏代
1　決定年月日時　平成25年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２２年（フ）第６２７７号
東京都台東区上野３丁目14番５号
破産者　株式会社メディアシステムプランニング
1　決定年月日　平成25年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２２４号
宮崎市生目台西２丁目４番地１　県営住宅２棟20号
破産者　黒木　幸裕
1　決定年月日　平成25年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係